

京都市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき、次のとおり歴史的風致の維持及び向上に関する計画を策定する。

名 称 :京都市歴史的風致維持向上計画

主 体 :京都市

計画期間 :平成21年度～令和2年度

総論

1 計画策定の背景

京都は平安遷都以来、1200年を超える悠久の歴史を積み重ねてきた都市である。

現代の大都市でもある歴史都市・京都は、多様な要素が重層的かつ複合的に存在している文化と蓄積された歴史の中で、三方の山々と鴨川、桂川などに代表される山紫水明の豊かな自然と、世界遺産を含む数多くの歴史資産や風情ある町並みとが融合して、地域ごとに特色ある多様な歴史的風致が形成され、それらが重なり合って全体として京都らしい歴史的風致が育まれてきた。

このような京都の歴史的風致とは、本来、京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化が色濃く映し出されているものであり、日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて、京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また、時の移ろいとともに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の歴史的風致に奥深さを与えてきた。

このため、視覚的な眺めだけでなく、光、風、音、香りなど五感で感じられるものすべてが調和し、背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ、永らく守るべきものとして認識されてきた。

しかし、高度経済成長期以降の急速な都市化の進展に伴う、無秩序な都市開発が進み、市民、事業者、行政の懸命な保全・再生の努力にも関わらず、個人の価値観や生活様式の変化、偏った経済性・効率性の追求により、京都の歴史的風致をとりまく環境が変容してきており、このままでは都市の魅力・活力の低下を招きかねない状況となってきた。

現在の京都の歴史的風致を守り育て、今後、一層光り輝く京都の歴史まちづくりを持続的に進めることによって、日本のみならず、世界の歴史都市のトップランナーとして、21世紀を先導する美しい景観や環境を有する新たな都市像を実現していくことが求められている。

2 計画策定の目的と役割

(1) 京都市における上位計画及び分野別計画

第3章において、歴史まちづくりを推進していく上での関連計画との関係を示し、方策などを示すが、ここでは、京都市における主な各種計画の概要を示す。

ア 京都市基本構想・基本計画

京都市は、昭和53年(1978)に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。

この理想を実現するために、21世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成11年(1999)に策定し、市政の基本方針を示している。

この「京都市基本構想」を具体化するために、「京都市基本計画」を策定しており、第1期の基本計画の計画期間が平成22年に終了したため、第2期の基本計画として、平成23年度からの10年間を計画期間とした「はばたけ未来へ! 京プラン」を策定した。ここでは、10年後の京都の未来像を示すとともに市民の主体的な参加を得て取り組む重点戦略及び主要な政策を提示している。

イ 都市計画に関する計画

<京都市都市計画マスタープラン>

京都市都市計画マスタープランは、京都市基本構想及び都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、京都市基本計画や各区基本計画における都市計画の分野に関する事項の具体化を図るため、関連分野の諸計画と連携しながら、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地整備等に係る方針を明らかにしている。

京都は、京都特有の自然条件と長い歴史を有する

個性的な大都市であるとし、この計画において、この京都の豊かな自然を守り育てるとともに、長い歴史に培われた文化やコミュニティ、歴史的な町並みなどの京都の個性を大切にし、これらの特徴を前提とした都市計画の方向付けを行っている。

都市計画マスタープランでは、京都市基本計画で示されている6つの京都の未来像との関係を保ちながら、都市が持続するために必要となる基本要素であり互いに深く関連する「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、目標とする都市の姿を示しており、「文化」では「歴史や文化を継承し創造的に活用する都市」を目標とする都市の姿としている。

また、目標とする都市の姿の実現に向け、京都市全体としての都市計画の方針を都市計画の分野毎に定めている。例えば「景観」の分野では、5つの方針を定めており、そのうち「盆地景」を基本に自然と共生する景観形成では、三山の緑の保全・再生や眺望景観、借景の保全・創出、河川空間の魅力向上を図り、「伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成」では、歴史的景観の保全・再生、創造的視点を加えた優れた景観の創出等を図り、「“京都市らしさ”をいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成」では、暮らしや生業から醸し出される京都市らしさをいかした個性ある多様な空間の創出等を図ることとしている。

さらに、地域が都市計画マスタープランの都市計画の方針に沿って検討した、地域の「将来像」と「まちづくりの方針」を地域のまちづくりの状況に応じ、都市計画マスタープランに順次位置付けることができる仕組みを取り入れている。

ウ 景観に関する計画<京都市景観計画>

京都市景観計画は、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針、市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスタープランである。

京都市における景観計画は、平成16年(2004)に制定された我が国初の景観に関する総合的な

法律である景観法の制定を受け、これを積極的に活用するため、平成17年に、これまで取組んできた景観施策を景観法の枠組みに移行し、策定した。

更には、50年後、100年後の京都の将来を見据え、それまでの景観施策・制度の見直しを図り、景観制度を再編、拡充するため、平成17年7月に設置した「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」から受けた答申を踏まえ、「新景観政策」として5つの基本方針を掲げ、地域別の方針や区域の拡大等を盛り込んだ計画の変更を平成19年9月に行い、京都の景観形成を進める具体的指針としている。平成23年4月には、「新景観政策」の基本的な枠組みは維持しつつ、進化させた。

『5つの基本方針』

- ① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ “京都市らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

平成24年2月には、岡崎地域活性化ビジョンの実現に伴う変更を行った。「京都岡崎の文化的景観」を重要文化的景観に選定するよう国へ申出を行うため、文化的景観として位置付け、また先斗町地域の特性に応じたよりきめ細かな景観の保全及び創出を図ること等を目的として、先斗町地域を「先斗町界わい景観整備地区」に指定する変更を、平成27年4月に行った。平成27年12月には京都駅周辺における地域地区の見直しに伴う変更を行った。

エ 文化に関する計画

<京都文化芸術都市創生計画>

京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成18年(2006)4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、「京都市基本計画」の文化芸術の分野別計画

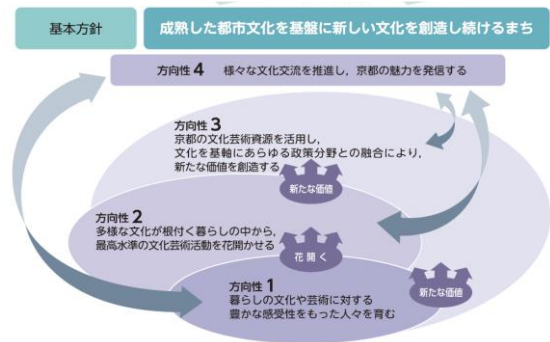
として、平成19年3月に第1期の「京都文化芸術都市創生計画」を策定（平成24年3月改定）し平成29年3月に後継計画である「第2期京都文化芸術都市創生計画」を策定した。

第1期の「京都文化芸術都市創生計画」前半期では、京都がリードする文化芸術のまちづくりとして、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すため、「先駆け」の原動力となる5つの京都先行プロジェクトを掲げ、取り組んできた。このような理念を継承し、後半期においても「継承と創造に関する人材の育成等」「創造環境の整備」「文化芸術と社会の出会いの促進」の3つの重要施策群、9つの施策を構想し、取り組んだ。

また、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるため、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」の各項目に沿って総合的な施策を盛り込み、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針とした。

「第2期京都文化芸術都市創生計画」では、「成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまち」を基本方針に、4つの方向性と8つの最重要施策を掲げ、「文化庁の全面的移転方針の決定」「2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催」を追い風に、文化芸術を基軸として、産業、観光、教育などあらゆる政策分野を融合し、全132施策・事業の取組を展開していく。

方針1	★★「地域に根ざした暮らしの文化」の振興
方針1・3	★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用
方針2	★★伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施
方針2・3	★★芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進
方針3	★★京都市美術館の再整備の推進
方針3	★★世界遺産・二条城が文化財保存と活用モデルとなる取組の実施
方針4	★★文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進
方針4	★★「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマ스터ズゲーム2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催とその成果の継承



オ 産業に関する計画

＜第3期京都市伝統産業活性化推進計画＞

伝統産業の未来を切り開き、日本の文化を世界に発信することを目指し、平成17年（2005）10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を施行した。

この条例に基づき、「京都市基本計画」の伝統産業の分野別計画として、「京都市伝統産業活性化推進計画」（平成18年11月策定、平成23年度完了）、「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」（平成24年3月策定、平成28年度完了）に引き続き、平成29年3月に「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」を策定した。

条例において、伝統産業の活性化のための「日本の伝統産業に活力を」「日本の文化を京都から世界に発信」など4つの基本理念に基づき、伝統産業の活性化の総合的推進のため、6つの基本的な施策を定めているが、計画において、この6つの基本的な施策ごとに実施すべき具体的な取組項目を挙げている。

『6つの基本的な施策』

- ① 伝統産業に関する創造的活動に対する支援
- ② 伝統産業に関する教育や学習の場における取組
- ③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組
- ④ 技術の伝承や後継者の育成
- ⑤ 活性化や拠点施設等の機能の充実
- ⑥ 表彰や奨励

カ 交通政策に関する計画

＜「歩くまち・京都」総合交通戦略＞

京都市では、市民生活のマイカーへの依存が高まるとともに、観光シーズンにはたくさんの方が自動車で京都を訪れるため、観光地を中心とした交通問題が発生し、市民生活への影響が懸念されてきた。

このような問題の解決に向けて、本市では、これ

までからパークアンドライドや京都府警察等関係機関との連携による観光地交通対策を実施し、自動車の流入抑制に取り組んできたが、少子・高齢化や人口減少時代の到来などの社会経済情勢が変化し、また地球環境問題に対する危機感が更に高まる中、新たな視点に立って大胆な対策を進めることが必要となった。

このため、本市が、「公共交通に乗って、たくさんの人達がまちに集まり、賑わいを生み出す持続可能な都市」であり続けるため、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進する交通政策のマスタープランとなる人と公共交通優先の「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年（2010）1月に策定した。

キ 観光に関する計画

＜京都観光振興計画2020＞

京都市では、平成12年（2000）に、当時約4000万人であった入洛観光客数を平成22年までに5000万人へ増やす「観光客5000万人構想」を宣言し、その実現に向け京都を挙げて多彩な政策を展開してきた結果、平成20年の入洛観光客数は5021万人を数え、目標より2年早く「入洛観光客5000万人」を達成した。

「5000万人観光都市」を実現した京都において、「ポスト5000万人」となる新たな京都観光の姿と、それを実現するための戦略や施策を明らかにし、市民、観光関連業界、行政をはじめ、京都観光を支えるみんなが心を一つにして京都観光をさらに高める必要があり、その羅針盤として平成22年3月に「未来・京都観光振興計画2010⁺」を策定、平成26年10月には後継計画である「京都観光振興計画2020～世界があこがれる観光都市へ～」を策定した。

また、同計画策定後の新たな課題や環境の変化に対応するため、「市民生活と観光の調和」を最優先に、取組の追加・充実及び目標の修正を行った「京都観光振興計画2020⁺」を平成30年（2018）5月に取りまとめ、日本人・外国人観光客の再来訪意向（年間80%以上）や観光消費額（年間1兆3千億円）を目標に掲げている。

(2) 計画策定の目的と役割

京都のまちは、優れた文化的要素に加えて、三方をなだらかに連なる緑豊かな山々に囲まれ、街なかを鴨川、桂川などの清流が流れる美しい自然景観に恵まれると同時に、社寺や町家をはじめとする歴史的な建造物と現代文化が溶け合い、落ち着いた町並みの風情を醸し出す、日本を代表する歴史都市である。

また、これら歴史的・景観的要素がもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘ってきた。すなわち「文化」「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっている。

この京都を守り、育てていくことは、市民自らの誇りやアイデンティティーの維持・確立などの観点から重要であるだけでなく、京都が日本の伝統を象徴する都市であるという意味において、あるいは文化の多様性を保持する都市であるという意味において、日本人全体にとって、更には国際的にも、極めて重要であるとし、「美しい日本の再生」を目指し、京都創生を推進している。

京都市は、「世界文化自由都市宣言」で掲げた都市の理想像を実現するため、市政の基本方針である「京都市基本構想」を具体化するための主要な政策を「京都市基本計画」に示している。

これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化芸術に関する「第2期京都文化芸術都市創生計画」、伝統産業に関する「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」、観光に関する「未来・京都観光振興計画2020」など各分野における計画を策定し、景観についても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の自然、都市景観、伝統文化などを国家財産として守り、育て、未来へ引き継いでいくことを国家の戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。

平成20年（2008）11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行

われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」であると定義されている。

本計画は、この法律に定義されている歴史的風致という観点から、伝統的な建造物の再生のみならず、これらを取りまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、京都市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な公民役割分担と協働のもと、総合的かつ計画的に京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

3 計画の策定経過及び実施体制

(1) 策定経過

H20.5.23	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布
H20.9.19	歴史的風致維持向上計画策定関係部局関係課会議開催
H20.11.4	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行
H21.1.26	庁内関係部局関係課会議開催
H21.6.15	第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の協議
H21.7.6	京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の意見聴取
H21.7.17 ～31	パブリックコメントの実施
H21.7.29	京都市美観風致審議会への報告 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の意見聴取
H21.8.21	第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」協議(審議終了)
H21.10.13	「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定申請
H21.11.19	「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定
H21.10.17 ～12.28	「京都市歴史的風致維持向上計画」の第1回変更内容に係る地元住民の意見の聴取
H22.1.22	京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第1回変更内容に係る意見聴取
H22.3.1	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第1回変更)
H22.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第1回変更)
H22.11.10	法定協議会「京都市歴史まちづくり推進協議会」の設置

H23.1.13	平成22年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容に係る意見聴取
H23.1.14 ～2.14	市民を対象とした「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容の閲覧及び意見募集の実施
H23.3.8	京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容に係る意見聴取
H23.3.9	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第2回変更)
H23.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第2回変更)
H23.7.26 ～8.22	「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係るパブリックコメントの実施
H23.8.31	京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取
H23.10.25	京都市美観風致審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取
H23.12.14	平成23年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取
H23.12.26	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第3回変更)
H24.2.14	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第3回変更)
H24.2.24	京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る意見聴取
H24.3.1	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る報告
H24.3.8	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第4回変更)
H24.3.30	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第4回変更)

H25.2.21	京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る意見聴取
H25.3.5	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る報告
H25.3.5	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第5回変更)
H25.3.29	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第5回変更)
H26.2.21	京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る意見聴取
H26.2.26	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る報告
H26.3.14	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第6回変更)
H26.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第6回変更)
H27.2.18	京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第7回変更内容に係る意見聴取
H27.2.24	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第7回変更内容に係る報告
H27.3.10	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第7回変更)
H27.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第7回変更)
H28.2.22	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第8回変更内容に係る報告
H28.2.29	京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第8回変更内容に係る意見聴取
H28.3.17	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第8回変更)
H28.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第8回変更)

H29.2.14	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9 回変更内容に係る意見聴取
H29.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9 回変更内容に係る報告
H29.3.16	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の 認定申請(第9回変更)
H29.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の 認定(第9回変更)
H30.1.29	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る意見聴取
H30.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る報告
H30.3.14	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の 認定申請(第10回変更)
H30.3.29	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の 認定(第10回変更)
H31.1.28	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第11 回変更内容に係る意見聴取
H31.1.28	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第11 回変更内容に係る報告
H31.3.6	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の 認定申請(第11回変更)
H31.3.29	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の 認定(第11回変更)
R1.1.8	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第12 回変更内容に係る意見聴取
R1.1.24	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第12 回変更内容に係る報告
R2.3.5	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の 認定申請(第12回変更)
R2.3.〇	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の 認定(第12回変更)

京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会委員名簿

構成員	
学識 経験者	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎
	京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聡
	京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫
	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進
	京都府立大学人間環境学部環境デザイン 学科准教授 宗田 好史
京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課課長
関係 機関	財団法人 京都市景観・まちづくりセン ター事務局次長
京都市	総合企画局政策企画室京都創生課長
	文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長
	都市計画局都市景観部景観政策課長
	都市計画局都市景観部風致保全課長
	建設局建設企画部建設企画課長
	建設局道路建設部道路計画課長
	建設局道路建設部道路環境整備課長
建設局水と緑環境部緑政課長	

(2) 計画の実施・推進体制

ア 歴史まちづくり推進会議の開催

国の認定を受けた京都市歴史的風致維持向上計画（以下、「認定計画」という。）の推進等を図るため、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「京都市歴史まちづくり推進会議」（以下、「推進会議」という。）を開催する。

(7) 推進会議の主な役割

- ①認定計画の推進及び連絡調整に関する協議
- ②認定計画の変更に関する協議
- ③歴史まちづくりに関する周知、啓発及び推進に関する事項

(4) 構成員

推進会議は、認定計画の策定に当たって設置した「京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会」を母体として構成している。今後、認定計画の推進に関わる各種団体を加えるなど、推進会議の構成員を随時拡充し、京都市における歴史まちづくりの更なる推進を図っていく。

(7) 事務局

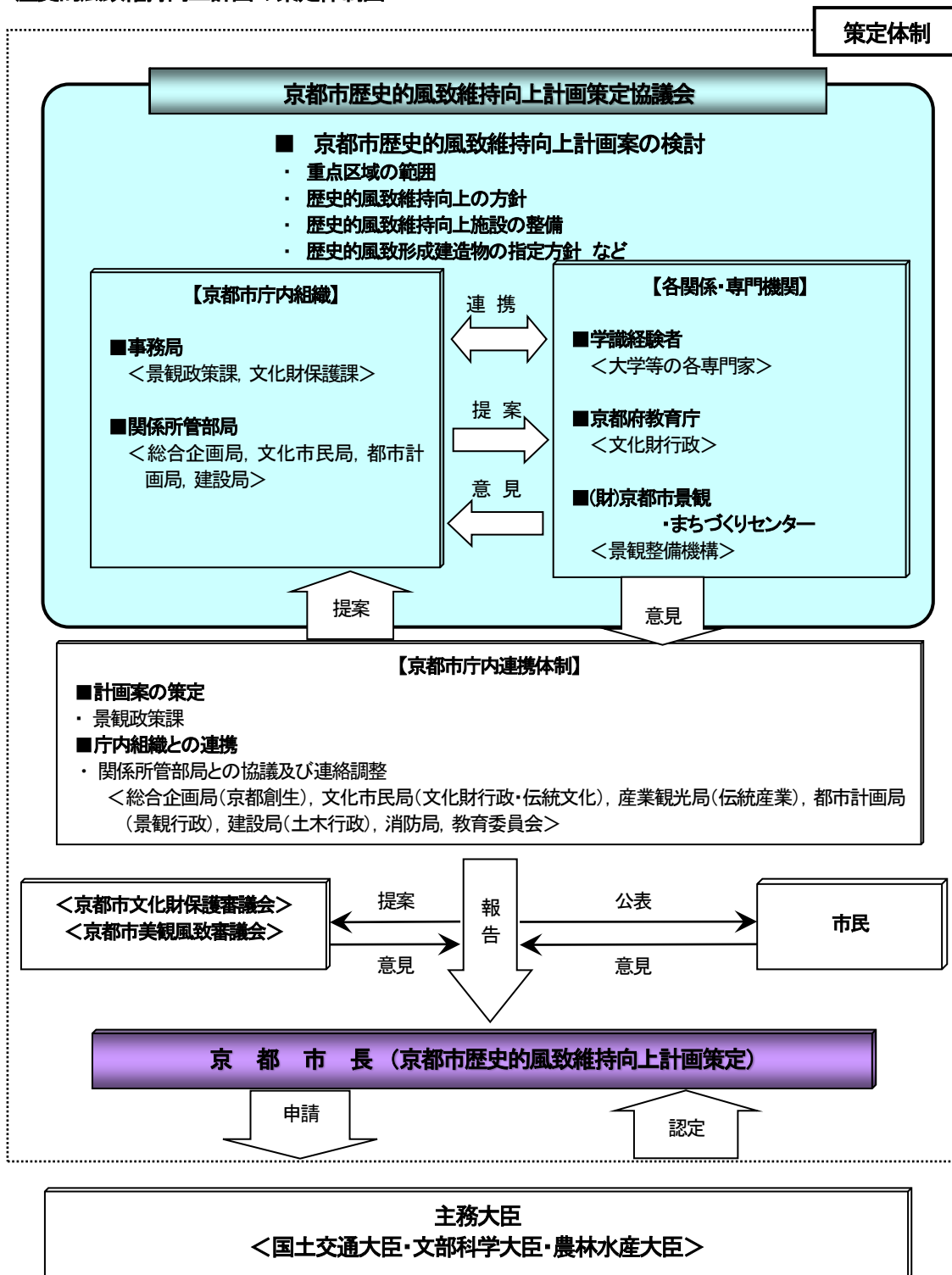
推進会議の事務局は、文化市民局（文化財保護課）及び都市計画局（景観政策課）が務める。

イ 計画の推進・実施体制

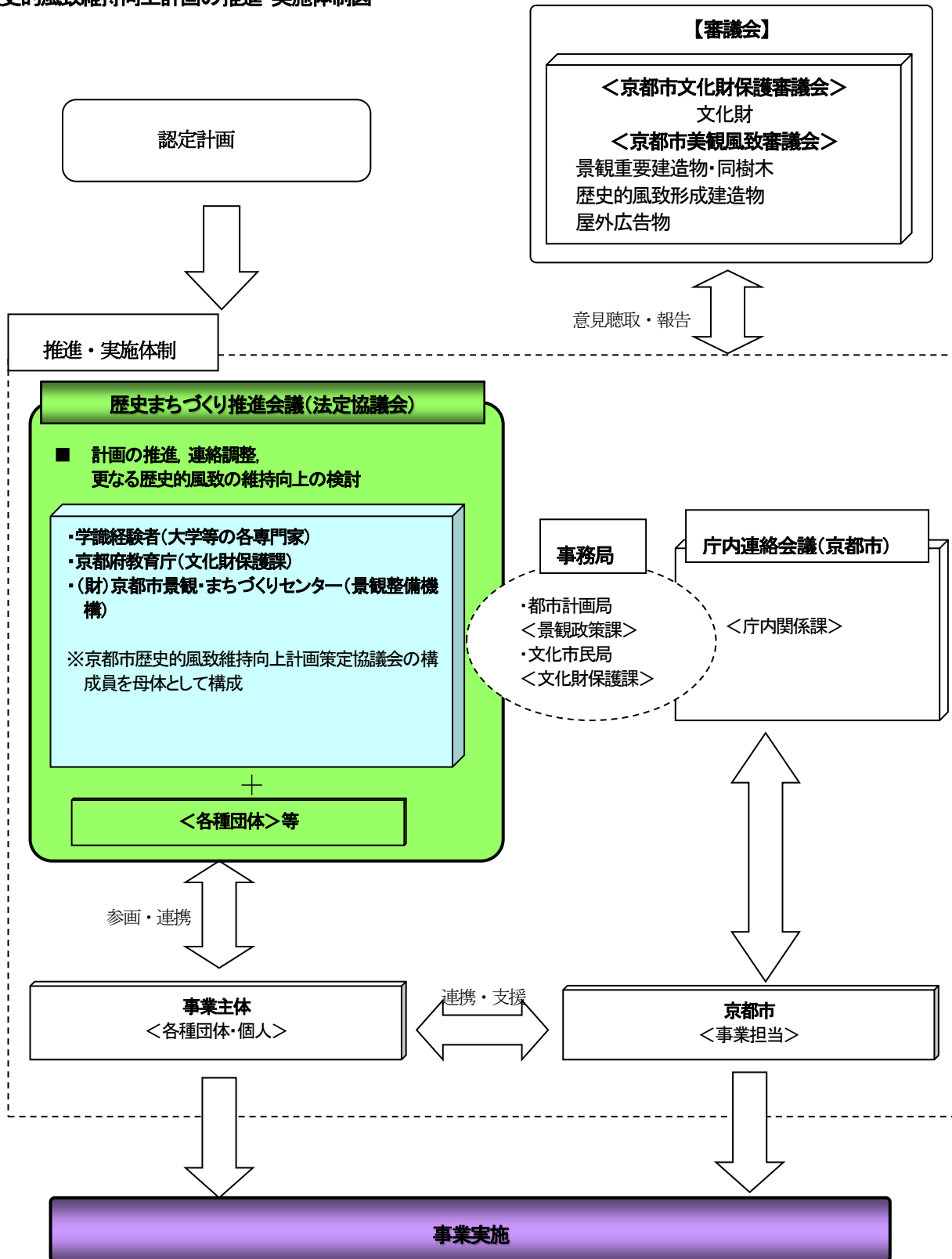
- (7) 推進会議をプラットフォームとして、京都市における歴史まちづくりの推進を図る。
- (4) 京都市役所の内部に歴史まちづくりに関わる担当部局による庁内連絡会議を設置する。庁内連絡会議の事務局は、推進会議の事務局が兼ねるものとする。
- (7) 京都市が実施する歴史まちづくりに関する各種事業については、庁内連絡会議において連絡・調整したうえ、推進会議において連絡・調整し、それを踏まえて担当部局が事業を実施する。
- (4) それぞれの地域において市民の手によって取り組まれる歴史まちづくりについても、推進会議における協議・調整を踏まえ、京都市が行う各種事業とも有機的に連携しながら、取組を進める。

(注) 平成25年（2013）10月の要綱改正により、「京都市歴史まちづくり推進協議会」から「京都市歴史まちづくり推進会議」に名称変更を行っている。

歴史的風致維持向上計画の策定体制図



歴史的風致維持向上計画の推進・実施体制図



(3) 文化財行政部局と景観行政部局の連携

京都市では、市独自の柔軟な行政の執行のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、京都市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の事務部局である文化市民局と都市計画局に補助執行させることとしている。

具体的には、昭和33年（1958）より文化芸能に関する事項（伝統的建造物群保存地区に関するものを除く。）に関する事務は文化市民局に処理させることとし、京都市伝統的建造物群保存地区条例制定（昭和51年4月1日）を期に、伝統的建造物群保存地区に関する事務は都市計画局に処理させることとしている。しかしながら、文化財の保護に関する事務のうち特に重要とされる下記の事案については教育委員会と密接に連携して事務を進めている。

- ア 京都市文化財保護条例に基づく、文化財の指定及び登録等に係る市文化財保護審議会への諮問。
- イ 市指定文化財の指定及び登録等の解除等に係る市文化財保護審議会への諮問
- ウ 文化財の保護に関する事務に係る教育委員会規則の制定又は改廃に関する事務
- エ 地方自治法第2条第9項第1項に規定される第1号法定受託事務として、文化財保護法第184条第1項及び法施行令第5条第4項に基づき行われる史跡等の現状変更の許可及び京都市文化財保護条例に基づく市指定文化財等の現状変更の許可権限

以上のように、教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、その根幹をなす事務の権限については市教育委員会が処理することにより、その独立性を担保しながら市長部局で文化財保護行政を補助執行している。

市長と教育委員会との間の事務処理については、以下のとおりであり、文化財保護行政については、ア

- (1) により市長の事務部局が執行補助している。
- ア 教育委員会は、次の事項を市長の事務部局の職員に執行補助させるものとする。
 - (1) 市民の文化・芸能に関すること。
 - (2) 市民のレクリエーションに関すること。
 - (3) 市民のスポーツに関すること。
 - (4) 市民体育及び体育施設に関すること。

- (5) 体育団体との連絡に関すること。

イ 前項については、教育委員会は当該補助執行をさせる職員に代決権を付与するものとする。但し、重要異例に属するものを除く。

文化市民局内の文化財保護課では、文化財の保護・その指導、市所有管理文化財の維持管理及び世界遺産を含む文化財の普及・啓発などを行っている。また、都市計画局内の景観政策課では、景観の保全及び創出に係る施策の調査、研究、企画及び推進に関する事務、伝統的建造物群保存地区条例による事務、市街地景観整備条例による修理・修景に対する補助などを行っている。その他に、文化財保護課と景観政策課が連携を図り、未指定文化財や景観重要建造物の指定候補の発掘・調査などを行っている。

市内連携体制

(令和2年1月現在)

